

京都市告示第 195 号

京都市市街地景観整備条例第 43 条第 1 項の規定に基づき、歴史的意匠建造物を指定したので、同条第 4 項により準用する同条例第 6 条第 2 項の規定により告示します。

なお、関係図書を縦覧に供します。

平成 17 年 4 月 28 日

京都市長 榎本頼兼

1 建造物の名称及び所在地

<下京区>

番号	建造物の名称	建造物の所在地
02	としはる 十四春	下京区諏訪町通松原下る弁財天町 326 番地

備考 番号は、2 の場所において閲覧する図において表示する区ごとの番号である。

2 関係図書の縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局都市景観部都市景観課

(都市計画局都市景観部都市景観課)